船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金交付事業の事務手続き

申　請　者

下水道河川管理課

事前の相談・打合せ

補助金交付申請書の提出
第１号様式　船橋市雨水浸透ます等設置事業
補助金交付申請書
【添付書類】
・見積書の写し
・建築物の配置図に雨水浸透・貯留施設の設置箇所を示した図面
・設置予定箇所の写真
・案内図(市役所又は最寄りの駅からの案内図)
・構造図（雨水浸透ます・浄化槽転用雨水貯留施設の場合添付）
・市税納付確認書
・委任状（申請を業者へ依頼する場合）
・その他必要があると認める書類
(賃貸借の場合は承諾書等)

→

受領
申請内容の審査

補助金交付の決定通知
第２号様式　船橋市雨水浸透ます等設置事業
補助金交付決定書

→

受領

工事内容変更なし

工事内容変更あり

第３号様式
変更（中止・廃止）
承認申請書の提出
【添付書類】
見積書（金額変更の場合）
配置図（設置箇所変更の場合）

→

受領
変更内容の審査

→

変更承認通知書の送付

→

受領

雨水浸透ます・貯留施設工事の実施

工事等完了後、実績報告書の提出
（設置工事完了後　２０日以内）
第４号様式　船橋市雨水浸透ます等設置実績報告書
【添付書類】
・設置後の写真
・領収書（原本・コピー不可）

→

受領
完了検査

補助金交付確定通知
第５号様式　船橋市雨水浸透ます等設置事業補助金交付確定通知書

→

受領

請求書の提出
第６号様式　船橋市雨水浸透ます等設置事業
補助金請求書
（確定通知受領後、１４日以内）

→

受領
補助金の交付